

平成 30 年 9 月 12 日招集

平成 30 年第 3 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

# 目 次

報告第 7 号	専決処分の報告について（平成30年度燕市一般会計補正予算（第5号）） （内容別冊）	3 頁
報告第 8 号	専決処分の報告について（燕市立幼稚園条例の一部改正）	4 頁
認定第 1 号	平成29年度燕市一般会計歳入歳出決算の認定について	7 頁
認定第 2 号	平成29年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8 頁
認定第 3 号	平成29年度燕市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9 頁
認定第 4 号	平成29年度燕市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	10 頁
認定第 5 号	平成29年度燕市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	11 頁
認定第 6 号	平成29年度燕市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	12 頁
認定第 7 号	平成29年度燕市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	13 頁
議案第 79 号	燕市ふるさと燕応援基金条例の制定について	14 頁
議案第 80 号	平成30年度燕市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第 81 号	燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務の変更及び 燕・弥彦総合事務組合規約の変更について	17 頁
議案第 82 号	燕市税条例等の一部改正について	19 頁
議案第 83 号	燕市有料駐車場条例の一部改正について	35 頁
議案第 84 号	平成30年度燕市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第 85 号	平成30年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 86 号	平成30年度燕市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 87 号	平成30年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 88 号	平成30年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊

専決処分の報告について

平成30年度燕市一般会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成30年 9 月 1 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

専決処分の報告について

燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項に規定により承認を求める。

平成30年9月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

専決第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成30年 8 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

## 燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例

燕市立幼稚園条例(平成18年燕市条例第81号)の一部を次のように改正する。

別表備考中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは第3項の規定の例により算出した市区町村民税額に基づく階層区分の保育料とする。

### 附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

平成29年度燕市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度燕市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成30年 9 月 1 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

平成29年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度燕市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成30年 9 月 1 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力



平成 29 年度燕市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度燕市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 12 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

平成29年度燕市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度燕市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成30年 9 月 1 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

平成29年度燕市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度燕市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成30年9月12日 提出

燕市長 鈴木 力

平成29年度燕市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度燕市土地取得特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成30年 9 月 1 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

平成29年度燕市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成29年度燕市水道事業会計剰余金の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

平成30年 9 月 1 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

燕市ふるさと燕応援基金条例の制定について

燕市ふるさと燕応援基金条例を次のように制定するものとする。

平成30年9月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市ふるさと燕応援基金条例

### (設置)

第1条 特定の事業を実現するために本市が行うクラウドファンディング等により寄せられた寄附金を当該事業の財源に充てることを目的として、燕市ふるさと燕応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てるため必要があると認められる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、金融機関に保険事故(預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故をいう。次条第1項において同じ。)が発生した場合において、次条第1項の規定による相殺をすることにより、これを市の債務の償還に充てることができる。

(基金に属する現金の保全)

第7条 市長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する市の債務との相殺をすることができる。

2 前項の規定による相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺をした金額を遅滞なく基金に積み立てなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務の変更  
及び燕・弥彦総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成31年4月1日から、燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務に水道事業の経営に関する事務及び公共下水道の使用料の徴収に関する事務を加えるとともに、燕・弥彦総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成30年 9 月 1 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

## 燕・弥彦総合事務組合同規約の一部を変更する規約

燕・弥彦総合事務組合同規約（平成 18 年 1 月 6 日新潟県市町村第 1351 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条に次の 2 号を加える。

- (5) 水道事業の経営に関する事務
- (6) 公共下水道の使用料の徴収に関する事務

第 15 条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合の経費のうち第 3 条第 5 号に規定する水道事業に係る経費は、当該水道事業に係る料金、企業債、補助金、出資金、長期の貸付け及び負担金その他の収入をもって充てる。
- 3 前項の補助金、出資金、長期の貸付け及び負担金の負担割合は、関係市村の協議により定める。

第 16 条第 1 項中「関係市村の」を「前条第 1 項に規定する関係市村の」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、新潟県知事の許可のあった日から施行する。

（準備行為）

- 2 変更後の規約第 3 条第 5 号及び第 6 号に規定する事務を共同処理するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

（承継）

- 3 組合は、燕市水道事業、燕市吉田上水道事業、燕市分水上水道事業及び弥彦村上水道事業の経営に関する事務並びに当該水道事業に係る財産及び権利義務を平成 31 年 4 月 1 日に承継するものとする。

燕市税条例等の一部改正について

燕市税条例（平成18年燕市条例第61号）等の一部を次のように改正するものとする。

平成30年9月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市税条例等の一部を改正する条例

(燕市税条例の一部改正)

第1条 燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第37条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第13条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第22条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第22条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第25条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第37条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他法施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が

記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第81条を第81条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第81条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第82条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第82条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充臍したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充臍したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充臍したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として法施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び

輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第83条第1項中「第81条第1項」を「第81条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第87条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第83条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第81条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第81条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻

たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の法施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ  
当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第83条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、そ

の合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、法施行規則で定めるところによる。

第84条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第85条第3項中「第81条」を「第81条の2」に改める。

第87条第1項中「第81条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第4条の4第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第16条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 燕市税条例の一部を次のように改正する。

第83条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第9条の2第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 燕市税条例の一部を次のように改正する。

第83条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第84条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 燕市税条例の一部を次のように改正する。

第83条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48



条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第84条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 燕市税条例の一部を次のように改正する。

第82条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第83条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(燕市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 燕市税条例の一部を改正する条例(平成27年燕市税条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「燕市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第81条第1項」を「燕市税条例第81条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中燕市税条例第13条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第25条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第3条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中燕市税条例第83条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第1条中燕市税条例第12条第1項及び第3項並びに第37条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中燕市税条例第13条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第22条の2及び第22条の6の改正規定並びに同条例附則第4条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の燕市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の燕市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の燕市税条例(以下「新条例」という。)第12条第1項及び第3項並びに第37条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に

開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(燕市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第20号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第81条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第5

1条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第10条、第87条第4項及び第5項、第89条の2並びに第90条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第87条第1項若しくは第2項、	燕市税条例等の一部を改正する条例(平成30年燕市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第5条第3項、
------	-----------------	--

第10条第2号	第87条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第10条第3号	第69条の6第1項の申告書、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書で、その提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第87条第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第87条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第89条の2第1項	第87条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第90条第2項	第87条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

- 5 新条例第88条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき法施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第69条の6第1項の申告書、第87条第1項」とあるのは、「第87条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の燕市税条例(以下この項及び次項におい

て「32年新条例」という。)第10条、第87条第4項及び第5項、第89条の2並びに第90条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第87条第1項若しくは第2項、	燕市税条例等の一部を改正する条例(平成30年燕市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第8条第3項、
第10条第2号	第87条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第10条第3号	第69条の6第1項の申告書、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書で、その提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第87条第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第87条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第89条の2第1項	第87条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第90条第2項	第87条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

- 5 32年新条例第88条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこ

のうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき法施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。



- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の燕市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第10条、第87条第4項及び第5項、第89条の2並びに第90条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第87条第1項若しくは第2項、	燕市税条例等の一部を改正する条例(平成30年燕市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第10条第3項、
第10条第2号	第87条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第10条第3号	第69条の6第1項の申告書、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書で、その提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第87条第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第87条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

第89条の2第1項	第87条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条 第2項
	当該各項	同項
第90条第2項	第87条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条 第3項

- 5 33年新条例第88条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき法施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

燕市有料駐車場条例の一部改正について

燕市有料駐車場条例（平成18年燕市条例第139号）の一部を次のように改正するものとする。

平成30年9月12日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市有料駐車場条例の一部を改正する条例

燕市有料駐車場条例(平成18年燕市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「定期駐車券等」を「定期駐車券」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「及び無料駐車券」を削り、同項を同条第3項とする。

附則第3項中「及び第3項」及び「及び無料駐車券」を削る。

別表中

「

30分まで	無料		無料	
30分を超え1時間以内	100円		100円	
1時間を超え30分を増すごとに	50円		50円	

」

を

「

30分まで	無料			
30分を超え1時間以内	100円			
1時間を超え30分を増すごとに	50円			

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。